

災害発生時の対応について

●地震発生時の児童の安全確保についてのお知らせ

【臨時休業になる場合】

- (1)川崎市内のいずれかの地域(宮前区とは限りません)に、震度5強以上の地震が発生した場合発生した日の翌日を全市一斉に臨時休業となります。
- (2)発生した時刻が始業時刻前であった場合
発生した当日・翌日は、臨時休業となります。
※すでに登校している児童については、学校でお預かりしますので、引き取りをお願いいたします。
- (3)発生した時刻が放課後（全児童下校後の状態）、休業中であった場合
発生した翌日が、臨時休業となります。
- (4)発生した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合
休日明けの平日が臨時休業となります。
なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、学校での児童の活動をすべて中止とします。
- (5)施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、校長の判断で、引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

【学校での教育活動中に児童を下校させる場合】

- (1)児童が学校にいるときに、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合児童を学校に留め置き、すべての児童を保護者に直接引き渡す（引き取り下校）こととします。
- (2)震度5弱以下の地震が発生した場合
学校や川崎市周辺の被災状況(大規模停電等も含め)をもとに、学校で判断し、対応を配信メール等でお知らせします。

●緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置についてのお知らせ

【臨時休業になる場合】

- 大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。「緊急避難場所」として使用されなかった学校は、臨時休業の対象外とします。
- 避難所業務が終了した日が、休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、児童の活動をすべて中止とします。
- 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。
- 上記において、いずれの場合も、配信メール等でお知らせいたします。

●「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」発令時における臨時休業等についてのお知らせ

【臨時休業になる場合】

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合。午前6時の時点で、神奈川県のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社※が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。
（※JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。
（学校からの連絡（配信メール等）があった場合に限りです。）

※「臨時休業」と決定した場合、天候が回復しても途中から登校させることはいたしません。

【登校時刻を遅らせる場合】

- 特別警報、「暴風（雪）警報」以外の警報・注意報が発令され、登校時の状況が危険と判断された場合（学校からの連絡(配信メール等)があった場合に限りです。)

【自宅にて待機する場合】

- 学校としての判断のほか、台風等の接近で、保護者が登校時の状況が危険であると判断し自宅にて待機する場合、必ずミマモルメ等で学校への連絡をお願いいたします。出欠についての扱いは、出席停止等となります。

【学校での教育活動中に児童を下校させる場合】

- 児童の登校後、特別警報、「暴風（雪）警報」が発令された場合については、学校に留め置き、引き取り下校を原則とします。風雨（雪）の状況を判断し、安全な引き取りをお願いします。ただし、天候の回復状況によっては、時程通りの時刻でコース別下校をさせる場合もあります。
いずれの場合も、学習途中で下校させるようなときは、配信メール等でお知らせいたします。

- ・学校からの配信メールは、状況により配信できない場合もあることをご了承ください。
- ・引き取り下校の時は、引き取り者名簿に記載されている方のみ引き取りができます。

※小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましては、当該小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休室となります。